

平成26年3月25日  
商工中金

## グローバルニッチトップ支援貸付制度の創設について

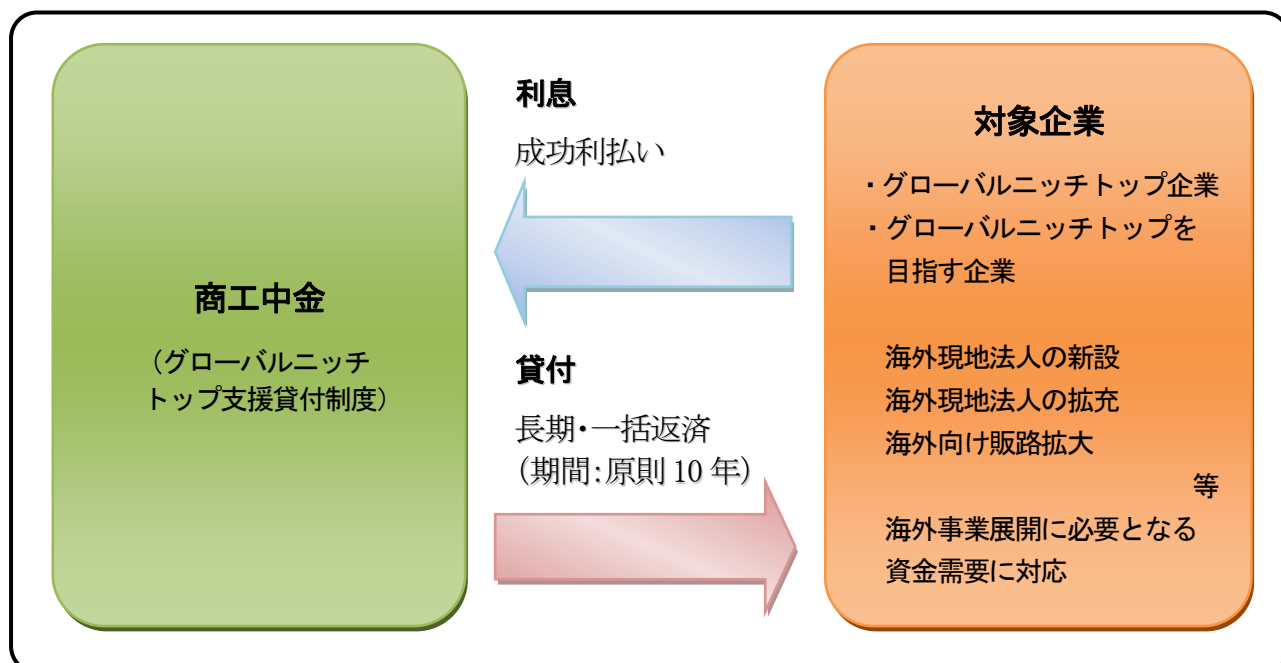
商工中金は、日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）に沿って、産業競争力の強化を目的に、特定分野に優れ世界で存在感を示すグローバルニッチトップを目指す中堅・中小企業等に対し、海外市場に乗り出す際に必要となる長期資金を供給する「**グローバルニッチトップ支援貸付制度**」を平成26年4月1日に創設いたします。

対象企業がグローバル展開を行う上では、国内事業に比して投資回収までの期間が長期にわたり、事業リスクも大きいため、**長期資金（期間：原則10年）**にて、**貸付期間中の返済負担を軽減した一括返済**、さらに事業成果に応じた柔軟な利息負担とする**成功利払い**とする貸付を行うことによって、事業の特性と資金調達のミスマッチを解消することを目指します。

本貸付制度の実施に当たっては、民間金融機関との協調・連携を重視した取組みを行うとともに、国内外の104店舗に設置している「中小企業海外展開サポートデスク」を通じて、資金面のみならず各種ソリューション・情報提供等を行い、対象企業の戦略的な海外事業展開を支援してまいります。

なお、本貸付制度は、平成26年度財政投融资計画にて措置されました**産業投資貸付**を活用しております。

### 〇スキーム概要



## ○貸付制度の概要

### ○貸付対象者

自社製品・サービスのグローバルシェア拡大を目指し、海外拠点の設立又は拡大並びに海外向け販路拡大等を行う事業計画（商工中金が適当と認めたものに限る。以下、海外事業計画という。）を有する者で、(1)、(2)のいずれか、かつ(3)(4)の要件を満たす者。

- (1) 今後3年間の海外事業計画が作成され、かつ、直近の事業年度における海外向け売上高比率が10%以上であり、当該海外事業計画期間中の海外向け売上高が5%以上増加していること。
- (2) 今後3年間の海外事業計画が作成され、当該海外事業計画期間中の海外向け売上高比率が5ポイント以上増加していること。なお、商工中金が認めた場合は、5年間で達成する海外事業計画の作成も可とする。
- (3) 自社製品・サービスについて、日本国内において一定のシェアを確保していること又は高い技術力・商品力を有していること。
- (4) 日本国内において事業活動拠点（本社）が存続すること。

### ○資金用途

- (1) 海外現地法人に対する出資金
- (2) 海外現地法人の事業運営に必要な設備の新增設、更新、改良、補修及び無形固定資産の取得等のための設備資金又は海外現地法人の事業運営に必要な運転資金の転貸（親子ローン）
- (3) 自社製品の海外販売を増加させるための設備資金
- (4) 自社製品の海外販売を増加させるための研究開発費

### ○貸付条件

貸出形式	証書貸付
限度額	5億円
償還方法	期限一時返済
利率	成功の場合は当金庫所定の利率、不成功の場合0.6%
貸付期間	原則10年

### ○利率（成功判定）

利率は、事業の成否に応じた適用金利とする。

現地法人の直近決算（現地法人への出資金・親子ローンの場合）又は債務者の直近決算（国内法人への設備資金、研究開発資金の場合）の経常損益が赤字の場合は0.6%、黒字の場合は当金庫所定の利率とする

なお、黒字の場合であっても、海外事業計画期間中（上記貸付対象者(1)の場合は3年、同対象者(2)は3～5年）、海外向け売上高実績が当該海外事業計画の80%未満の場合は0.6%とする。